

福島第一原子力発電所の事故時における協力企業作業員の 緊急作業従事者未登録および線量修正への対応

< 参 考 資 料 >
2 0 2 0 年 9 月 3 日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

- 協力企業において、福島第一原子力発電所の事故時に構内で作業に従事した作業員が「緊急作業従事者」に未登録であった可能性が確認され、その後の同社の社内調査等の結果、作業員4名が緊急作業従事者未登録であること、ならびに作業員18名が被ばく線量の修正が必要であることが分かりました。
 - ・ 緊急作業従事者 4名の追加線量：最小2.6mSv ～ 最大 6.5mSv
 - ・ 線量修正対象者18名の追加線量：最小1.9mSv ～ 最大17.5mSv
- 当該協力企業からの調査結果報告（2020年7月）を受け、当社としては、今後、緊急作業従事者未登録者（4名）の線量管理システムへの登録、ならびに被ばく線量の修正が必要な者（18名）の線量修正を実施します。その上で、線量の再集計を行い、厚生労働省に報告している「被ばく線量分布」など对外報告書の訂正を行います。
- なお、当社は、本件に関し厚生労働省から本日(9月3日)、緊急作業従事者等の把握等の徹底について要請を受け、2011年3月11日から3月15日において作業に従事した者のうち、緊急作業従事者未登録の者がいないか、すでに緊急作業従事者等として把握している者の被ばく線量に修正が生じないか、などについて、元方事業者とともに確認し、その結果を報告するよう求められました。
- 当社は、今後、厚生労働省の要請に基づき、元方事業者と協力して緊急作業従事者等の把握等を進め、結果をとりまとめの上、報告してまいります。

※協力企業の「緊急作業従事者」（厚生労働省大臣が指定した緊急作業に従事した者）
2011年3月11日～2011年12月15日の期間内に福島第一原子力発電所構内にて作業に従事した実績のある者